

苜田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付要綱

平成20年3月3日制定

平成25年7月1日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、苜田町身体障害者自動車改造助成事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、身体障害者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造の費用を一部助成することにより、身体障害者の移動を支援し、社会参加の促進を図ることを目的とする。

3 苜田町補助金交付規則との関係

補助金の交付については、苜田町補助金交付規則（平成16年苜田町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

4 補助対象となる事業等

(1) 補助対象者は、苜田町に住所を有し、住民基本台帳（外国人登録原簿を含む。）に記録されている在宅の者で、次のいずれにも該当する者とする。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号において肢体不自由に該当する者

イ 日常生活等に伴い、自ら所有し、使用する自動車の操縦装置等の一部を改造する必要がある者

ウ 助成改造を行う月の属する年の前年(1月から6月の間に申請するものにあつては前々年)の合計所得金額が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限限度額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額をいう。)を超えない者

(2) 補助対象事業は、身体障害者が自動車改造を行う事業とし、国・福岡県等の公共団体又は公益的団体等からの補助金等の交付を受けていない事業とする。

(3) 補助対象経費は、自動車の改造に直接要した経費とする。ただし、次に掲げる改造に要する経費及び改造に伴う諸経費については、助成の対象としない。

ア 車両の装飾品、アクセサリ、ランプ類、音響機器、シートの改造、ETC機器の設置等身体障害者の運転に直接必要と認められない改造

イ 直近の自動車改造助成事業決定の日から、原則として5年未満の改造

ウ その他町長が適当でないと認める改造

5 補助金の額

補助金額は、自動車改造に直接要した費用として身体障害者が支出した額とする。ただし、10万円を限度とする。

6 補助金の交付の申請

- (1) 補助金の交付の申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、荇田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 事業計画書（様式第2号）
 - イ 改造を行なう業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
 - ウ 申請者及び扶養義務者の所得金額が確認できる書類
 - エ 改造をしようとする自動車の自動車検査証の写し
（購入と同時に改造の場合は購入契約書の写し）
 - オ 身体障害者手帳の写し
 - カ 運転免許証の写し
 - キ その他町長が必要と認める書類

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 次の場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費配分を変更する場合
 - イ 補助事業の内容を変更する場合
 - ウ 補助事業の中止又は廃止をしようとする場合
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。

8 補助金の交付決定の通知

町長は、補助金の交付申請書を受理したときは、速やかに審査し、荇田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

9 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に交付の申請を取り下げることができる。

10 実績報告

- (1) 補助事業者は、荇田町身体障害者自動車改造助成事業実績報告書（様式第4号）を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内、又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(2) 実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 自動車改造証明書（様式第5号）
- イ 改造箇所の改造前後の写真
- ウ 改造を行なった業者の請求書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- エ その他町長が必要と認める書類

11 補助金の額の確定通知

町長は、苅田町身体障害者自動車改造助成事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

12 補助金の交付

補助事業者は、苅田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付請求書（様式第7号）に苅田町身体障害者自動車改造助成事業補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金の交付請求を町長に対して行わなければならない。

13 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、地域福祉課長が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

様式第1号

荻田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付申請書

年 月 日

荻田町長 様

住 所
氏 名 印
個人番号
電話番号

年度荻田町身体障害者自動車改造助成事業について、次のとおり補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	円
申請理由	
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画書2 改造を行う業者の見積書 (改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)3 申請者及び扶養義務者の所得金額が確認できる書類4 改造をしようとする自動車の自動車検査証の写し (購入と同時改造の場合は購入契約書の写し)5 身体障害者手帳の写し6 運転免許証の写し7 その他町長が必要と認める書類

様式第2号

事業計画書

ふりがな 氏 名		年 月 日生 歳			
身体障害 の状況	障 害 名			障害 等級	級
	身体障害者 手帳番号	第 号	交 付 年月日	年 月 日	
職 業					
自動車改造を 必要とする理由					
改 造 部 位					
改 造 予 定 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
運転免許の記号 及び取得年月日		第 号 年 月 日			
免許取得の条件					

苧田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

苧田町長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	身体障害者自動車改造 助成事業補助金
補助金交付予定額			円
交付予定時期	全額一括 年 月 分割 第1回(又は 月) 円 第2回(又は 月) 円		
※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。			

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(町長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 苧田町補助金交付規則(平成16年苧田町規則第7号)の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により苧田町身体障害者自動車改造助成事業実績報告書をその定める期日までに町長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第4号

荊田町身体障害者自動車改造助成事業実績報告書

年 月 日

荊田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

年度荊田町身体障害者自動車改造助成事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	身体障害者自動車改造 助成事業補助金
交付決定		年 月 日付け通知	第 号
補助金交付決定額			円
実績の概要 (内容, 効果等)			
添付書類		1 自動車改造証明書 2 改造箇所の改造前後の写真 3 改造を行なった業者の請求書 (改造の箇所及び経費を明らかにしたもの) 4 その他町長が必要と認める書類	

様式第6号

荻田町身体障害者自動車改造助成事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

荻田町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	身体障害者自動車改造 助成事業補助金
補助金交付決定額			円
補助金確定額			円

1 補助金は、請求により交付する。請求の際は、本書の写しを添付すること。

様式第7号

苧田町身体障害者自動車改造助成事業補助金交付請求書

年 月 日

苧田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

年度苧田町身体障害者自動車改造助成事業補助金について、苧田町補助金交付規則第 条第 項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	身体障害者自動車改 造助成事業補助金
交付決定通知	年 月 日付け通知	第 号	
補助金交付決定額			円
確定決定通知	年 月 日付け通知	第 号	
補助金確定通知額			円
内訳	既受領額		円
	今回請求額		円
	残額		円
振込口座	金融機関	支 店	
	口座番号	名義人	

※ 添付書類 苧田町身体障害者自動車改造助成事業補助金確定通知書